

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～労災かくし（虚偽報告）の疑い～

岡崎労働基準監督署（署長 鈴木基義）は、令和 8 年 9 月 10 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで岡崎区検察庁に書類送検した。

記

1．被疑者

株式会社庭善造園ほか 2 名

（所在地：愛知県岡崎市藤川町 事業内容：土木工事業）

2．被疑条文

労働安全衛生法第 100 条第 1 項（報告等）

労働安全衛生規則第 97 条第 1 項（労働者死傷病報告）

労働安全衛生法第 120 条第 5 号（罰則）

労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

3．災害の概要

令和 7 年 9 月 30 日、豊田市永覚新町地内にある建築工事現場において、被疑者の雇用する男性労働者が、防草シート上で足を滑らせて転倒し、右腓骨骨折等により休業約 2 か月を要する災害が発生した。

4．被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、当該労働災害が発生した日時や発生場所の所在地、発生状況等を取りまとめた労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害の発生場所等を偽った労働者死傷病報告を岡崎労働基準監督署長に提出した疑いがあるもの。

5．参考事項

事業者が労働災害を隠すために労働基準監督署長に対し、労働安全衛生法に定める報告を、故意に提出しないこと、虚偽の内容を記載して提出することを一般に「労災かくし」と呼んでいる。

6．関係法条文

○労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

（報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（以下、略）

(罰則)

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～四(略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
(以下、略)

(罰則)

第二百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 労働保険番号(建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号)

二、三(略)

四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称

五 (略)

六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称

七～十(略)

十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

十二 (略)

(以下、略)